

第10章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60歳から65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。（雇用保険法第61条～第61条の3）

具体的には、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、公共職業安定所への支給申請により、各月に支払われた賃金の最大15%の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

1 雇用保険（基本手当等）を受給していない方を対象とした

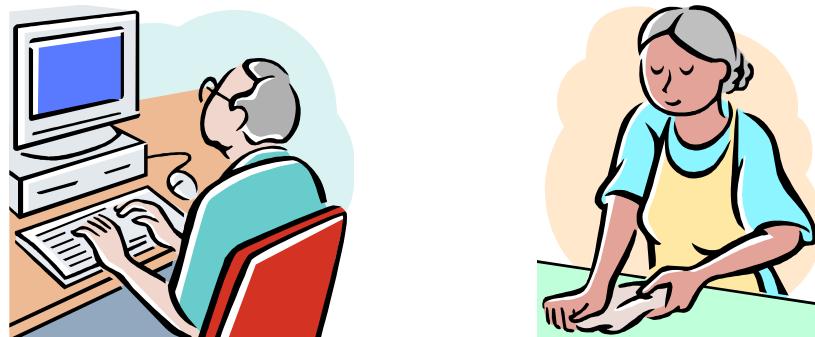
「高年齢雇用継続基本給付金」

と

2 雇用保険（基本手当等）の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齢再就職給付金」

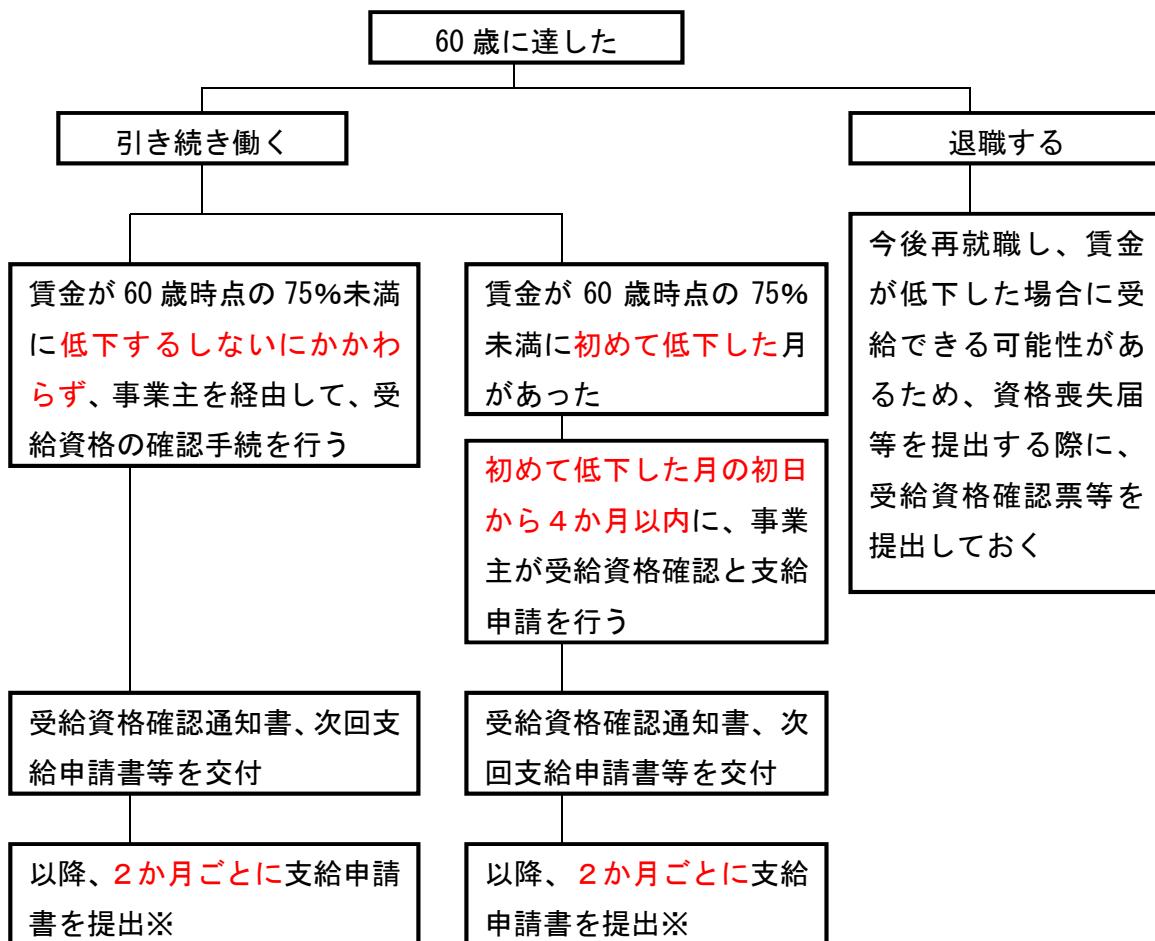
の2種類があります。



2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金（以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。）

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が60歳時点の75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

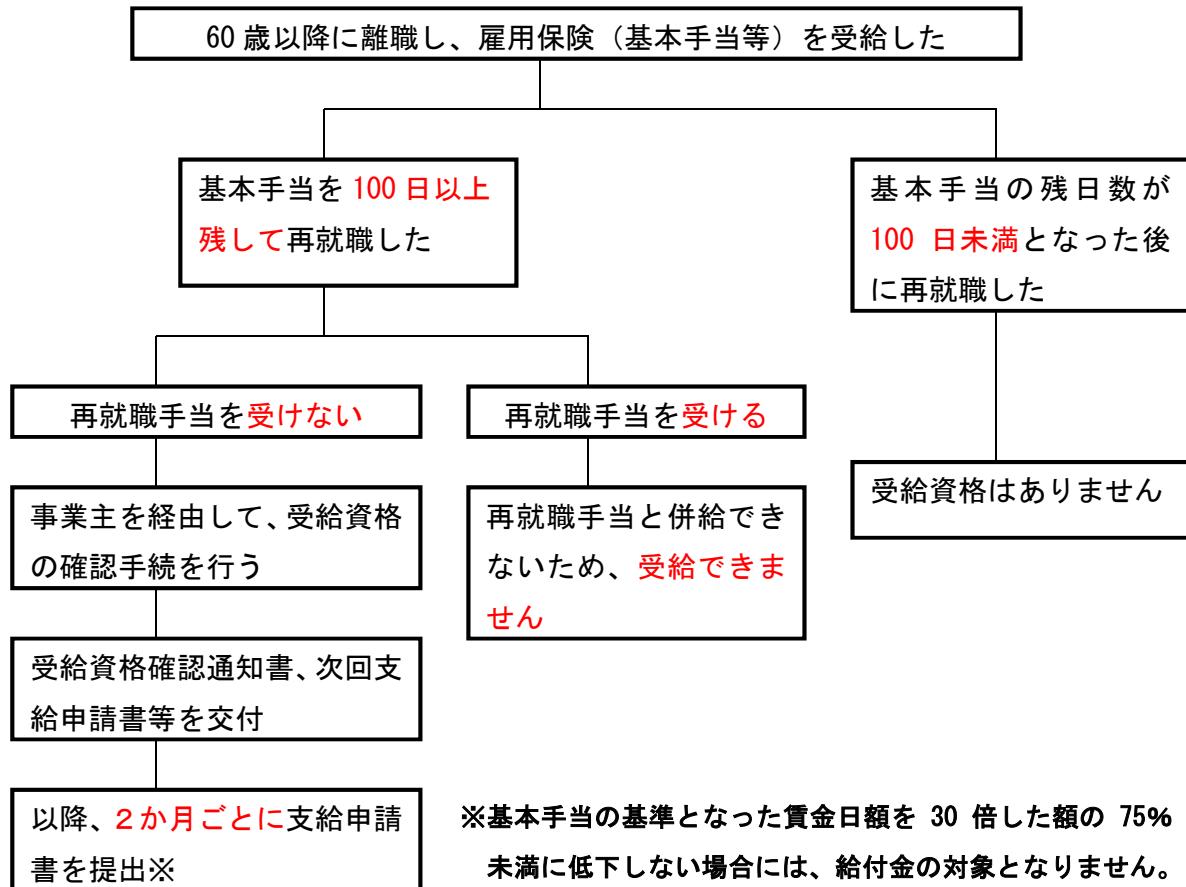
支給申請月のパターンについて

◎ 奇数月申請のケース

3月	4月	5月	6月	7月
申請 (1月分) (2月分)		申請 (3月分) (4月分)		申請 (5月分) (6月分)

支給申請パターンは、2か月経過後、1か月以内に申請していただく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金（以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。）



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。
すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いったん選択し、支給決定を受けますと、その後の取消しや変更等はできません。
事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
1年または2年かけて支給 (支払われた賃金×最大15%)	一括で支給 (基本手当日額×残日数×50%または60%)
賃金が変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は・・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

60歳到達日（「**60歳の誕生日の前日**」のことをいいます。）において被保険者であった場合の受給資格は次のとおりです。

イ 60歳以上 65歳未満の一般被保険者であること。

ロ 「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること。

※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が1年以内であって、この期間に求職者給付及び就業促進手当の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が60歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、**その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所へ、受給資格手続及び支給申請手続を行ってください。**

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60歳以降の各月の賃金額が、公共職業安定所において登録された**賃金月額（上限額あり）**に比べて、**75%未満に低下した場合**に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※「**賃金月額**」とは、

原則として、60歳到達時点の直前の完全賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された1か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、具体的には、11日以上の月が対象となります。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。**算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額**となります。

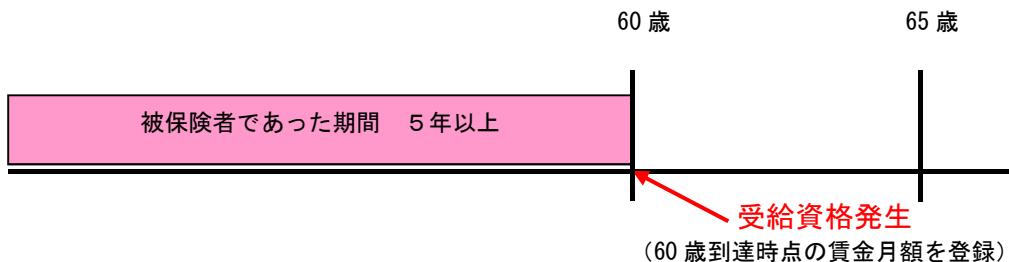
平成28年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額

上限額 445,800円※ (平成28年7月31日までは447,600円)

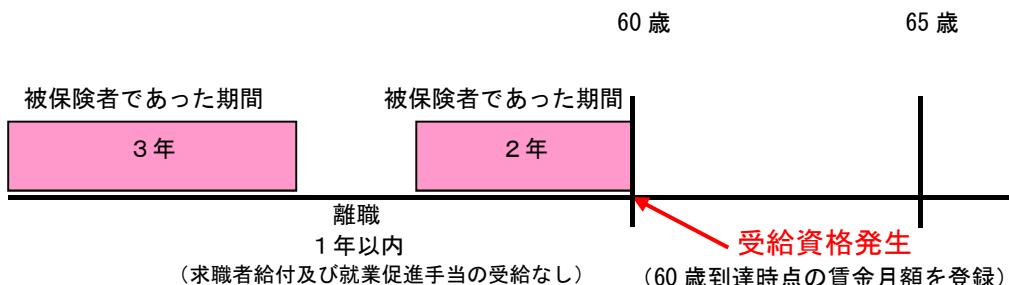
下限額 68,700円※ (平成28年7月31日までは69,000円)

※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

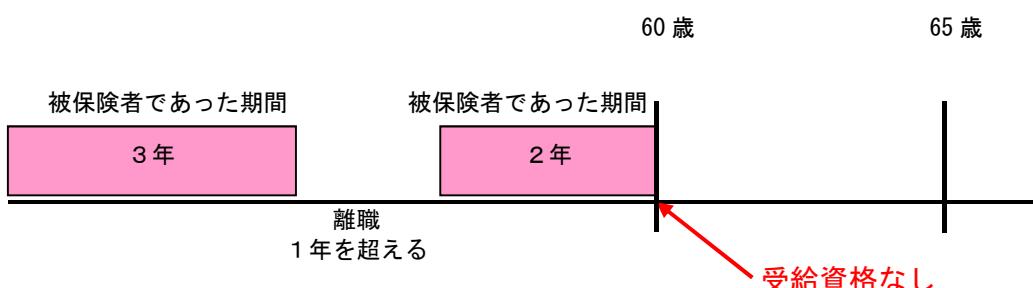
例示 1 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示 2 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



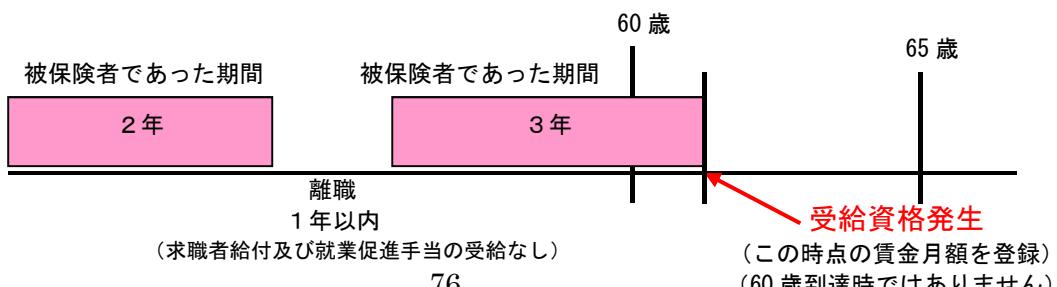
例示 3 60 歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して 5 年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点で、再度手続を行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点（被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした時点）における賃金月額（上限額あり）が登録されることとなります。

例示 4 60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

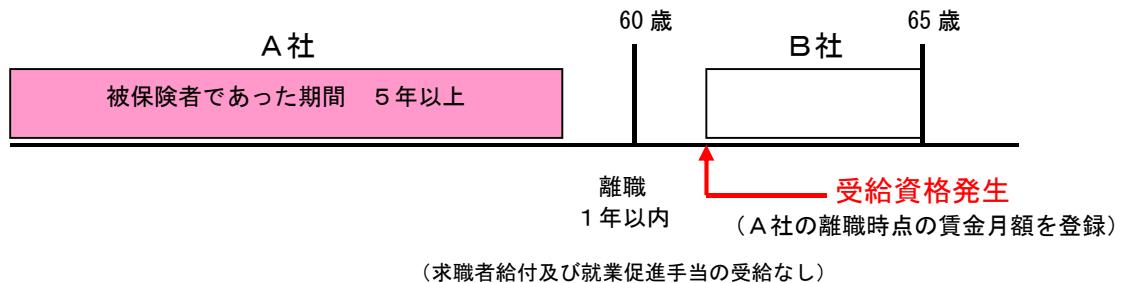
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上であること。
- ロ 60歳到達前の離職した日の翌日が、60歳到達後に再雇用された日の前日から起算して1年以内（高年齢雇用継続給付延長を行っている場合は、その延長期間内）にあること。（90ページ参照）
- ハ ロの期間に求職者給付及び就業促進手当を受給していないこと。

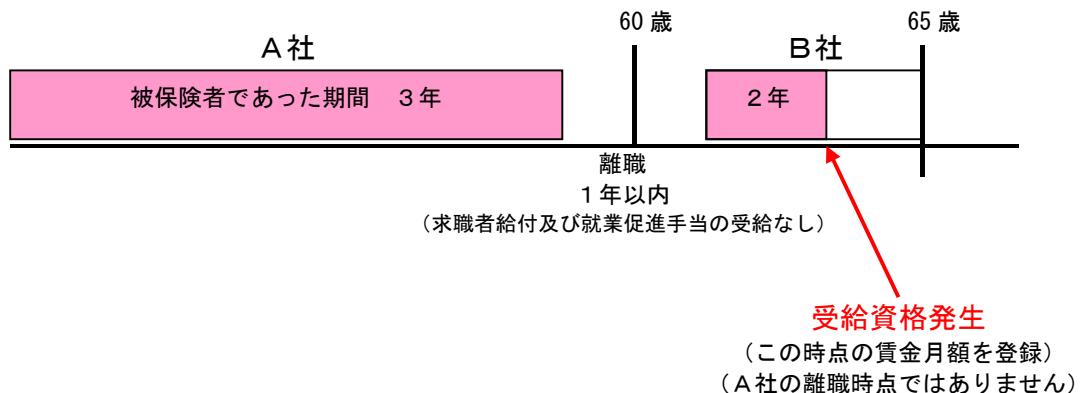
事業所を管轄する公共職業安定所で受給資格確認の手続を行い、受給資格が確認された場合には、**60歳到達時前の離職した時点の賃金月額（上限額あり）**が登録されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます。（この場合、受給資格を満たした時点の賃金月額（上限額あり）が登録されます。）

例示1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は・・・・

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月（暦月のこと）で、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。）（これを「**支給対象月**」といいます。）において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

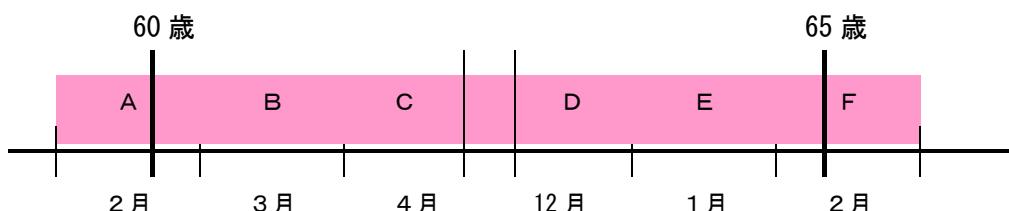
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60歳到達時等の賃金月額の75%未満に低下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、**支給限度額**（＝339,560円、79ページ参照）未満であること。
- ニ 申請後、算出された基本給付金の額が、**最低限度額**（＝1,832円、79ページ参照）を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象となっていないこと。

(3) 支給対象期間は・・・・

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60歳到達日の属する月から、65歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属する月から
- ハ 60歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は2月20日



解説： 例えば、誕生日が2月20日、60歳到達時点で被保険者であった期間が通算して5年を満たした場合は例示のA～Fまでの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。)

(4) 支給額は・・・・

① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率**〔支払われた賃金額（みなし賃金を含む）÷60歳到達時等の賃金月額×100〕に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり**支給限度額**及び**最低限度額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が 61%以下の場合

支給額=実際に支払われた賃金額×15%

ロ 賃金低下率〔A〕が 61%を超えて 75%未満の場合

$$\text{支給率〔B〕} = \frac{(-183A + 13,725)}{280A} \times 100$$

支給額=実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

ハ 賃金低下率が 75%以上の場合

支給額=支給されません。

(端数処理について)

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨てて算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 339,560 円※ (平成28年7月31日までは341,015円)

支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

最低限度額 1,832 円※ (平成28年7月31日までは1,840円)

高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】

60歳到達時の賃金月額が30万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が18万円の場合

低下率は60% ($180,000 \div 300,000 \times 100$)

$$\text{支給額} = 180,000 \times 15\% = 27,000 \text{ 円}$$

- ② 支給対象月に支払われた賃金が20万円の場合

低下率は66.67% ($200,000 \div 300,000 \times 100$)

支給率は8.17% ($-183 \times 66.67 + 13,725 \div 100 \times (280 \times 66.67)$)

$$\text{支給額} = 200,000 \times 8.17 \div 100 = 16,340 \text{ 円}$$

- ③ 支給対象月に支払われた賃金が24万円の場合

低下率が80% ($240,000 \div 300,000 \times 100$) のため支給されません。

② 「支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「**実際に支払われた賃金額**」のことをいいます。その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算（これを「みなし賃金額」といいます。）して、賃金の低下率を判断する場合があります。

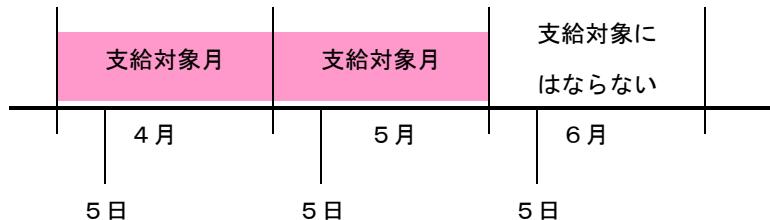
イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、「**賃金の支払日**」を基準としています。

このため、例えば以下のようないふりにおいて、「5月に支払われた賃金額」とは、5月5日に支払われた賃金となります。（5月5日に支払われた賃金の対象月は4月ですが、実際に支払われたのが5月であるためです。）

なお、以下のように、5月末日に退職した場合には、6月5日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月5日支払 5月末日に退職】



ハ みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります。

これを、「みなし賃金額」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

(イ) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤（冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。）

(ロ) 疾病または負傷

(ハ) 事業所の休業（休業の理由、休業の期間は問いません。）

(ニ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為

(ホ) 妊娠、出産、育児 (ハ) 介護

【注意】

① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。

② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、
支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を
乗ずることとなります。

ロ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、支払いのあった月以降の各月に割り振って計上するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。(ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。)

なお、最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等については、その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、併せてご注意ください。

例示 1 【4月～6月分の通勤手当 10,000円が3月に支払われた場合】

例示 2 【4月～6月分の通勤手当 10,000円が4月に支払われた場合】

例示 1 →	3,333 円	3,333 円	3,334 円	×
例示 2 →		3,333 円	3,333 円	3,334 円

3月 4月 5月 6月

《事例 1》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $18 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} = 21 \text{ 万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $21 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 70.00\%$ となり、支給率は 4.67% となりますので、**支給額は 18 万円 × 4.67% = 8,406 円** となります。

 みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例 2》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 18 万円、欠勤による賃金の減額が 5 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $18 \text{ 万円} + 5 \text{ 万円} = 23 \text{ 万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $23 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 76.67\%$ となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは 75%未満とならず、**不支給**となります。

《事例 3》

賃金月額が 30 万円、各月に実際に支払われた賃金額が 15 万円、欠勤による賃金の減額が 3 万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、 $15 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} = 18 \text{ 万円}$ をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は $18 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} = 60.00\%$ となります。

低下率が 61%以下となるため、**支給額は 15 万円 × 15% = 22,500 円** となります。

 みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

届出書類…「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(=賃金証明書)

**「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続
給付支給申請書」(=受給資格確認票)**

提出期限…最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4か月以内

届出先…事業所の所在地を管轄する公共職業安定所
持参するもの…

- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続をする場合は、「**賃金証明書**」及び「**受給資格確認票**」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出しなければなりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「**高年齢雇用継続給付受給資格確認通知書**」(=確認通知書)を、また受給資格がない場合は、「**高年齢雇用継続給付受給否認通知書**」(=否認通知書)が交付されます。

ロ 被保険者に対する通知について

(イ) 受給資格が確認された場合

公共職業安定所から交付された「確認通知書」には、60歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の75%」が印字されます。（ただし、60歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。）

この「**確認通知書**」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「**確認通知書**」に印字された「**賃金月額の75%**」未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

公共職業安定所から交付された「**否認通知書**」は、必ず被保険者に対して交付し、「被保険者であった期間が5年」であることの要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととなる予定日と、5年の要件を満たすために不足している期間については、この「**否認通知書**」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事業主の方に通知されます。

なお、次回の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、支給申請を行う必要はありませんが、支給申請を満たすか否かがはつきりしない場合には、公共職業安定所の窓口にご相談ください。

② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類…雇用された直前の離職に係る「雇用保険被保険者離職票」（受給資格決定を受けた方は「雇用保険受給資格者証」）

「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」（以下「受給資格確認票」という。）

提出期限…被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者取得届」と同時に

届出先…事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

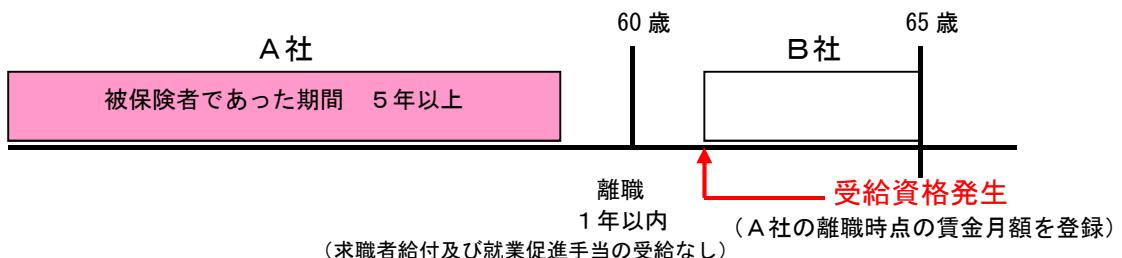
持参するもの…

- 賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票記載事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行した証明書で年齢を確認できる書類）

被保険者資格の喪失に基づき 60 歳到達時において被保険者でなく、かつ、雇用保険（基本手当等）の支給を受けずに、その喪失日から 1 年以内に再就職した場合は「離職票」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「雇用保険受給資格者証」を併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認（否認）を行い、今後の申請についてお知らせします。

例　示



③ 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「受給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「**賃金月額75%**未満に低下した月」となります。

届出書類…「高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「支給申請書」という。)

提出期限…指定された支給申請月

届出先…事業所の所在地を管轄する公共職業安定所

持参するもの…

- 支給申請書の内容が分かる書類の写し（賃金台帳、出勤簿（タイムカード）、労働者名簿など）

④ 支給申請時期について

支給申請は、原則として**2か月ごと**に行うこととなります。

公共職業安定所長から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」と「偶数型」のいずれかを指定します。（「次回支給申請日指定通知書」に印字されています。）

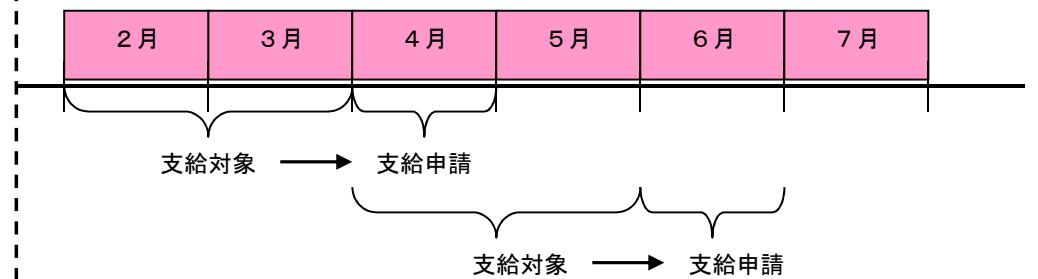
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行なうことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内（4か月以内）の指定月（奇数型・偶数型）に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは…

支給申請月は、公共職業安定所長から指定された月型は、今後、その事業所の支給申請月の型となります。特段の事情がない限り、この月型は変更できません。

なお、指定月が1月・3月・5月・7月・9月・11月の場合は奇数型、2月・4月・6月・8月・10月・12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が60歳に到達し、以下のような場合には、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことができます。

あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続を行っていただくと、次のような

メリットがありますので、事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします。

メリット

- 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になれる。
- 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」と次回の支給申請の際に使用する「高年齢雇用継続給付支給申請書」を交付いたしますので、必ず被保険者に対して交付してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・・・

支給決定された給付金は、支給決定日（支給決定通知書に印字されています）から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキヨク」となります（金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があります）。

4 高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・・・・・

- イ 60歳以上65歳未満で再就職した一般被保険者であること。
- ロ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
- ハ 再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が100日以上あること。
- ニ 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ホ その再就職について、再就職手当を受給していないこと。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所で、受給資格確認手続を行ってください。

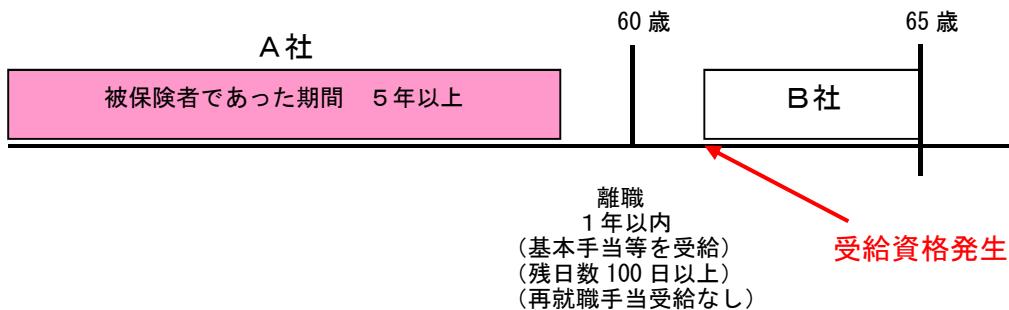
この手続により、公共職業安定所において受給資格の確認を行うとともに、「再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30に相当する額」を「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

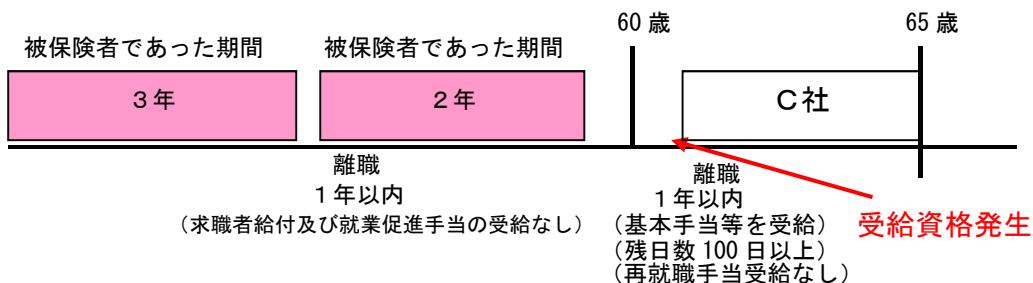
受給資格を満たさなかった場合は・・・・・

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間5年以上を満たすことではなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

例示 1 支給日数 100 日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



例示 2 60歳前に離職し、支給日数 100 日以上残して再就職した場合



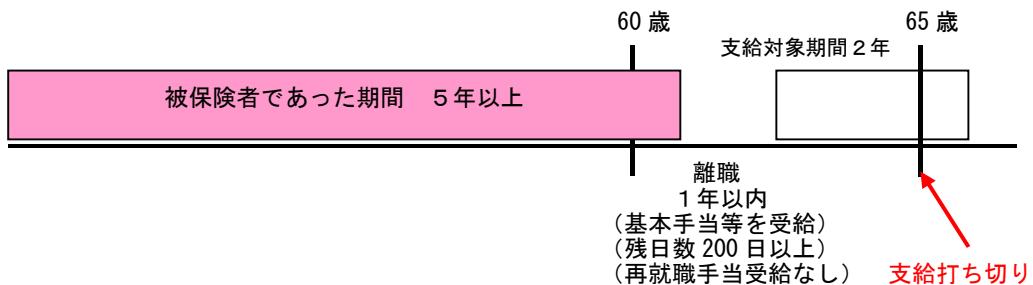
(2) 支給要件は · · · · ·

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(78 ページ参照)

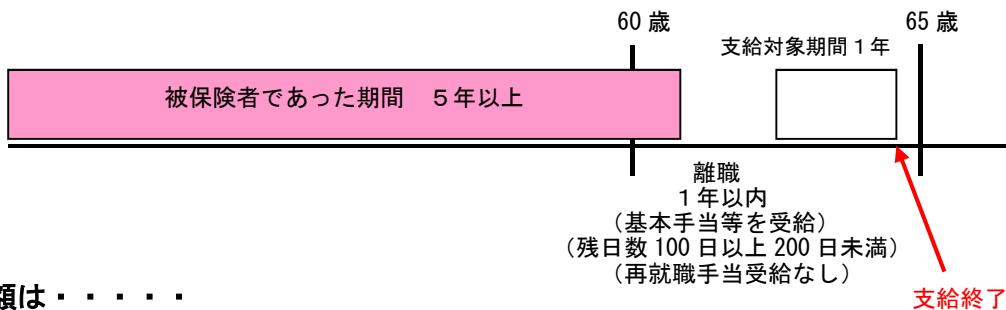
(3) 支給対象期間は · · · · ·

- イ 雇用保険の基本手当の残日数が 200 日以上の場合は、当該被保険者となつた日の翌日から 2 年を経過する月まで。
- ロ 雇用保険の基本手当の残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は、当該被保険者となつた日の翌日から 1 年を経過する月まで。
- ハ イ及びロにおいて、2 年または 1 年を経過する前に 65 歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65 歳に達した日の属する月まで。

例示 1 支給残日数 200 日以上の場合



例示2 支給残日数100日以上200日未満の場合



(4) 支給額は・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(79ページ参照)

(5) 受給資格の確認は・・・・

届出書類…「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限…被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に

届出先…事業所の所在地を管轄する公共職業安定所持参するもの…

○ 賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など

※ なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。

雇用保険の基本手当等を受給した60歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被保険者資格取得届」と同時に、併せて「受給資格確認票」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を受けていたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職した場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

① 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」を、受給資格がない場合は「受給資格否認通知書」を交付いたします。

この「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本手当に係る賃金日額の30日分の額とその75%に相当する額が、それぞれ「賃金月額」、「賃金月額の75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはありません。

② 被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(83~84ページ参照)

(6) 支給申請は・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(83~86 ページ参照)

(7) 支給申請の結果は・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(86 ページ参照)

(8) 給付金の口座振込みは・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(86 ページ参照)

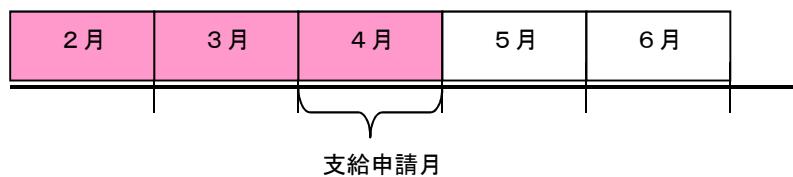
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、**1日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので、ご注意ください。**

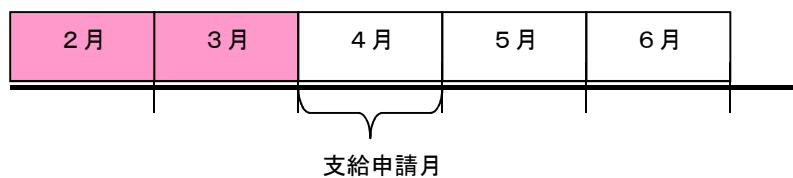
例示 1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。(次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。)

例示 2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給

申請書を提出してください。(この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で4月中に支払われた賃金額を記入のうえ、確認印をもらうようにしてください。)

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は65歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、1年を超える被保険者期間の空白があって再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

イ 病気、けが等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日があるとき（最大3年間）

ロ 60歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大1年間）

届出書類…「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙は公共職業安定所にあります。）

提出期限…イの理由の場合…30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から起算して1か月以内

ロの理由の場合…離職日の翌日から起算して2か月以内

届出先…本人の住所を管轄する公共職業安定所

持参するもの…

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、死亡した日の翌日から起算して**6か月以内**にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄する公共職業安定所にお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手段**により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、**不正受給の処分**を受けることとなります。

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主に対して本人と連帶して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

8 支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回) 高年齢雇用継続給付支給申請書
(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

帳票種別 13300	1.個人番号 135792468101	1「個人番号」 ・被保険者の個人番号を記入してください。 (この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)		
2「被保険者番号」 ・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。	2.被保険者番号 4800-123456-7	3.資格取得年月日 3-610401 (3昭和4平成) 元号 年 月 日	3「資格取得年月日」 ・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。	
4「事業所番号」 ・当該事業所の事業所番号を記入してください。	4900-0001111-0 <賃金支払状況>	5.給付金の種類 1 (1 基本給付金) (2 再就職給付金)		
6.支給対象年月その1 4-2806 元号 年 月	7.6欄の支給対象年月に支払われた賃金額 233333 元号 年 月 円	8.賃金の減額のあった日数 0 日	9.なし賃金額 0 元号 年 月 円	
10.支給対象年月その2 4-2807 元号 年 月	11.10欄の支給対象年月に支払われた賃金額 203333 元号 年 月 円	12.賃金の減額のあった日数 2 日	13.なし賃金額 0 元号 年 月 円	
14.支給対象年月その3 4-□□□ 元号 年 月	15.14欄の支給対象年月に支払われた賃金額 □□□ 元号 年 月 円	16.賃金の減額のあった日数 □□ 日	17.なし賃金額 □□□ 元号 年 月 円	
60歳到達時等賃金登録欄 高年齢雇用継続給付受給資格確認票項目記載欄	18.賃金額(区分一日額又は総額) □□□ 元号 年 月 円	19.登録区分 1(1日額) 2(2総額) □	20.基本手当の受給資格 □	21.定年等修正賃金登録年月日 4-□□□ 元号 年 月 日
22.受給資格確認年月日 4-□□□ 元号 年 月 日	23.支給申請月 □ (1奇数月) (2偶数月)	24.次回(初回)支給申請年月日 4-□□□ 元号 年 月 日	25.支払区分 □	
26.金融機関・店舗コード □□□ 口座番号 □□□□□□□-□□□□□□□□□□□□□□□□	27.未支給区分 □ (空欄未支給以外) 1(1未支給)			

その他賃金に関する特記事項

28.通勤手当 3か月分 10,000円 (6月30日支払)	29.	30.
-----------------------------------	-----	-----

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

事業所名(所在地・電話番号) 株式会社 雇用保険 東京都千代田区霞が関1-2-2
平成28年8月15日 事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎
印

上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。
雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。
「金融機関による確認印」欄に「資金金融機関確認印を押印してください。」

平成28年8月15日 飯田橋 公共職業安定所長 殿 フリガナ 給付公二
印

払渡希望金融機関	フリガナ	キュウフンヨウキンコ イイダバシ	金融機関コード	店舗コード	金融機関による確認印
	名 称	給付信用金庫 飯田橋	本店	9890	297
	銀 行 等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号 (普通) 6543210			
	ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)	-		

◆ 金融機関へのお願い 雇用保険の支給等給付を受給者の金融機関口座へ直接かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。 1. 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等(ゆうちょ銀行以外)」の「口座番号」欄(「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄)を確認した上、「金融機関による確認印」欄に「資金金融機関確認印を押印してください。」 2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください(ゆうちょ銀行の場合を除く。)。
賃金締切日 20日 賃金支払日(当月)翌月 日賃金形態 月給・日給 時間給 備 所定労働日数 6欄 20日 10欄 20日 14欄 日 通勤手当(有)(毎月・3か月・6か月) - 無

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号	※ 所長	次長	課長	係長	係長	操作者
		印							

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。

「口座番号・記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

金融機関による確認印欄には、原則として「名称」欄に記入した金融機関の確認印を受けてください。

※最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、コンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめ安定所にご相談ください。

「申請者氏名」
被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その1）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

① 被保険者番号	4800-123457-1	③ フリガナ	キョウフ サブロウ	
② 事業所番号	4900-000111-0	60歳に達した者の氏名	給付 三郎	
④ 事業所所在地	千代田区霞が関 1-2-2	⑤ 60歳に達した者の住所又は居所	〒288-0043 桃子市東芝町5-9	
電話番号	03-5253-1111	電話番号(0479) 22-7406		
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成 28 年 1 月 10 日	⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和 31 年 1 月 11 日	
この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。 住所 東京都千代田区霞が関 1-2-2 事業主 氏名 株式会社雇用保険代表取締役 鹿児太郎				
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等				
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなされた場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑫ 基礎日数	⑬ 賃金額	備考
60歳に達した日等の翌日 1月11日	60歳に達した日等 31日	60歳に達した日等 16日	170,000	
12月11日～12月10日	12月26日～12月25日	30日	330,000	
10月11日～11月10日	10月26日～11月25日	31日	330,000	
9月11日～10月10日	9月26日～10月25日	30日	330,000	
8月11日～9月10日	8月26日～9月25日	31日	330,000	
7月11日～8月10日	7月26日～8月25日	31日	330,000	
月 日～月 日	6月26日～7月25日	30日	330,000	
月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	月 日～月 日	
⑭ 賃金に関する特記事項	六十歳到達時等賃金証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号)			
※公共雇用保険給付金に係る手続は電子申請による申請も可能です。その際、当該手続について、社会保険労務士が電子申請により当該申請書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを当該申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。				
※公共雇用保険給付金に係る手続は電子申請による申請も可能です。その際、当該手続について、社会保険労務士が電子申請により当該申請書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを当該申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。				

(注)

高齢雇用継続給付金に係る手続は電子申請による申請も可能です。その際、当該手続について、社会保険労務士が電子申請により当該申請書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを当該申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。

⑥「60歳に達した日等の年月日」

- 被保険者の 60 歳の誕生日の前日、または 60 歳に達した後に被保険者であった期間が通算して 5 年を満たした日を記入してください。

⑦枚目の「60歳に達した者の確認印、又は自筆による署名」

- 記載事項に相違ないことを被保険者に確認させた上、押印又は自筆による署名のいずれかにより記入させてください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- 「60 歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- 原則、60 歳に達した日等から遡って 1 年間において、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より 6 段以上記入が必要です。

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

- 最上段には 60 歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から 60 歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を 6 段以上記入してください。

⑪「⑩の基礎日数」

- ⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金額」

- 月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。
- A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑬「備考」

- ⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例え>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き 30 日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合

⑭「賃金に関する特記事項」

- 3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- 該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その2）

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

① 被保険者番号	4900-102047-1			③ ラリガナ	カンサツ ヨウイロウ		
② 事業所番号	4900-000147-1			④ 60歳に達した者の氏名	監察 陽一郎		
⑤ 名 称	株式会社雇用保険那覇支店			⑥ 60歳に達した者の 住所又は居所	〒905-0021 名護市東江4-3-12		
事業所 所在地	那覇市おもろまち1-3-25			電話番号	098-866-8609		
電話番号				⑦ 60歳に達した者の 生年月日	昭和 29 年 12 月 21 日		
⑧ 60歳に達した日等の年月日	平成 28 年	1 月	31 日	⑨ 60歳に達した日等の運営年月日	平成 29 年	12 月	21 日
この証明書の記載は、事実に相違ないことを証明します。 住所 東京都千代田区霞が関 1-2-2 事業主 氏名 株式会社雇用保険代表取締役 鹿児島太郎							
60歳に達した日等以前の賃金支払状況等							
⑩ 60歳に達した日等に就職したとみなされた場合の被保険者期間算定対象期間	⑪ 60歳に達した日等における賃金支払基礎日数	⑫ 賃 金 額	備 考				
			⑬ 賃 金 支 払 対 象 期 間	⑭ 基 礎 日 数	⑮ 計		
60歳に達した日等の運営年月日	2月1日						
1月1日～60歳に達した日等	31日	1月26日～60歳に達した日等	6日	60,000			
12月1日～12月31日	31日	12月26日～1月25日	31日	310,000			
11月1日～11月30日	30日	11月26日～12月25日	30日	310,000			
10月1日～10月31日	31日	10月26日～11月25日	31日	310,000			
9月1日～9月30日	30日	9月26日～10月25日	30日	310,000			
8月1日～8月31日	31日	8月26日～9月25日	31日	310,000			
月 日～月 日	日	7月26日～8月25日	31日	310,000			
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				
⑯ 賃金に 関する特 記事項				六十歳到達時等賃金証明書受理 平成 年 月 日 (受理番号)			
※ 公共職業安 定所記載欄							

(注)

高年齢雇用兼続給付金に係る手続は電子申請による申請も可能です。その際、当該手続について、社会保険労務士が電子申請により当該申請書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを当該申請書の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
労 動 士 記 載 欄			

※	所長	次長	課長	係長	係

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。

・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃

金支払基礎日数が11日以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より6段以上記入が必要です。

⑨枚目の「60歳に達した者の確認印、又は自筆による署名」

- ・記載事項に相違ないことを被保険者に確認させた上、押印又は自筆による署名のいずれかにより記入させてください。

⑩「60歳に達した日等の年月日」

- ・被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満たした日を記入してください。

⑪「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑫「賃金支払対象期間」

- ・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を6段以上記入してください。

⑬「⑩の基礎日数」

- ・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑭「賃金額」

- ・月給者はA欄に、日給者はB欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当等)はA欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。
- ・A欄、又はB欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

⑮「備考」

- ・⑧欄から⑪欄の参考となることを記入してください。

<例え>

- ・賃金未払いがある場合
- ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合

⑯「賃金に関する特記事項」

- ・3ヶ月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

**高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書**

<キリトリ>

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	4900-987654-3	事業所名略称	カブシキガイシャ コヨウホケン タチカラシテン	資格取得年月日
被保険者番号	4900-234567-8	氏名	キュウフ ジロウ	200201
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日
偶数月型	1	2712-2801	280201-280228	

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号

交付 平成 年 月 日



<キリトリ>

高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認申請書
高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書（被保険者通知用）
高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	受給資格確認年月日
4900-234567-8	キュウフ ジロウ	男	3-291221	271222
資格取得年月日	200201	事業所番号	4900-234567-8	支給期間
賃金月額	310,000	賃金月額の75%（支給限度額）	232,500	支払方法

通知内容
1. 先般記載のとおり、提出された年齢と年次給付金の支給権利を確認し、受給資格を認めます。
2. 1.のとおり、年次給付金の支給権利を確認した結果、年次給付金の支給権利が認められました。
3. 初回支給の対象となる年次給付金の支給権利が認められました。
4. 初回支給の対象となる年次給付金の支給権利が認められました。

「支払方法」
支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

管轄公共職業安定所
の所在地・電話番号

交付 平成 年 月 日



「賃金月額の75%（支給限度額）」

各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

①受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

②被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入例

1 「被保険者番号」～「支給申請月」

・受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡しします。

5、9、13 「賃金の減額のあった日数」

- 3、7、11 欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
- この場合、3、7、11 欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々 18、19、20 欄(申請書裏面)に記入してください。

高年齢雇用継続給付支給申請書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

氏名 カンサツ クニオ	給付金の種類 <input type="checkbox"/> (1) 基本給付金 <input type="checkbox"/> (2) 再就職給付金	事業所番号 4900-000147-1	管轄区分
1. 被保険者番号 4900-102047-1	2. 資格取得年月日 190201	要件該当日 231220	支給対象年月 平成 2804 2805
支給申請月 平成 280601 280630	前回処理年月日 280411	賃金月額の 7.5% (旧 8.5%) 232,500	賃金月額の 6.1% (旧 6.4%) 189,100
<賃金支払状況>		4. 3欄の支給対象年月に支払われた賃金額 200,000 円	
3. 支給対象年月その1 4-2804 元号 年 月	7. 支給対象年月その2 4-2805 元号 年 月	8. 7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 180,000 円	9. 賃金の減額のあった日数 2 日
11. 支給対象年月その3 4- 元号 年 月	12. 11欄の支給対象年月に支払われた賃金額 0 円	13. 賃金の減額のあった日数 0 日	6. みなし賃金額 0 円
※ 15. 未支給区分 <input type="checkbox"/> (空欄 未支給以外) 16. 出力区分 <input type="checkbox"/> (即時出力の場合は「1」を入力)	17. 次回支給申請年月日 4- 元号 年 月 日	10. みなし賃金額 0 円	14. みなし賃金額 0 円
上記の記載事実に誤りがないことを証明します。 平成 28 年 6 月 10 日			
事業所名 (所在地・電話番号) 那覇市おもろまち1-3-25 098-866-8609 事業主氏名 株式会社 就業保険 代表取締役 就業太郎		印	
雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。 平成 28 年 6 月 10 日			
那覇 公共職業安定所長 殿		申請者氏名	監察 邦夫

裏面にあります

その他賃金に関する特記事項

18.	19. 2日欠勤、20,000円減額	20.
社会保険 労務士 記載欄	氏名 印	賃金締切日 20日 賃金支払日 当月・翌月 25日 賃金形態 月給・日給・時間給・ 所定労働日数 3欄 20日 7欄 20日 11欄 通勤手当 有(毎月・3か月・6か月・) 無
※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者		

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

- 記載事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

- 被保険者本人が記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。

「備考」(申請書裏面)

- 備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。

下記の場合等については、必要事項を記入するとともに確認印等を押印してください。

○前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記入するとともに、当該前事業主の証明印を押印してください。

○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有しない雇用関係に基づく賃金額を記入するとともに、当該事業主の証明印を押印してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏名	継続 和隆	生年月日	大正 昭和 平成 28年 5月 11日	性別	男・女
	住所又は居所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾 1777-1 (電話 0533-33-8609)				
2 申請する延長の種類	(受給期間)・(教育訓練給付適用対象期間)・(高年齢雇用継続給付)					
3 離職年月日	平成 28年 3月 31日	4 被保険者となつた年月日	昭和 平成 51年 4月 1日			
5' 被保険者番号	4900-123456-7					
6 支給番号						
7 この申請書を提出する理由	① 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため □ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由 病気による入院のため					
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間	平成 28年 4月 1日から 平成 29年 3月 31日まで		※処理欄	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
※ 延長後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	平成 年 月 日					
9 7のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	田中清彦	診療機関の名称・診療担当者	厚生労働病院 院長 厚生一久		
就業保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 平成 28年 5月 9日						
申請者氏名 繙続 和隆 印 公共職業安定所長 殿 塩山地方運輸局長						

申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入してください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。（雇用保険法第61条の2第4項）

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようにお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険（基本手当等）を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となります。再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険（基本手当等）を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険（基本手当等）を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険（基本手当等）を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日（=資格喪失届の離職年月日）とB社での就職日（=資格取得届の被保険者となった年月日）の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました、この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額445,800円（平成28年8月1日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、公共職業安定所の窓口へ必ず申し出てください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」（支給申請書5、9、13欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか、それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60歳時における賃金登録は？

当社では、60歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。

このような場合でも、60歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成16年1月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60歳到達時点の事業主の皆様に対して、60歳時にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が60歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になれる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続のご協力ををお願いいたします。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？

高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるの
でしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休
業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給
対象となります。

Q 申請手続先は？

自分の住所を管轄する公共職業安定所と勤務先の事業所を管轄する公共職業安定
所とが異なるのですが、どちらの公共職業安定所で支給申請手続を行えばよいので
しょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続は、育児休業給付及び介護休業給付とともに、そ
の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所で行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手續については、本人の住所を管轄する公共職業安
定所で行うこととなります。

Q 課税は？

高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A されません。（雇用保険法第12条）

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%
74.5%	0.44%
74.0%	0.88%
73.5%	1.33%
73.0%	1.79%
72.5%	2.25%
72.0%	2.72%
71.5%	3.20%
71.0%	3.68%
70.5%	4.17%
70.0%	4.67%
69.5%	5.17%
69.0%	5.68%
68.5%	6.20%
68.0%	6.73%
67.5%以下	15.00%

「支給額早見表」(平成 28 年 8 月 1 日現在) 支給額算定の目安としてください。

60 歳以降 各月の賃金	60 歳到達時等賃金月額（賃金日額 × 30 日分）						
	445,800 円以上	40 万	35 万	30 万	25 万	20 万	15 万
35 万	0	0	0	0	0	0	0
34 万	0	0	0	0	0	0	0
33 万	2,871	0	0	0	0	0	0
32 万	9,376	0	0	0	0	0	0
31 万	15,903	0	0	0	0	0	0
30 万	22,470	0	0	0	0	0	0
29 万	29,000	6,525	0	0	0	0	0
28 万	35,504	13,076	0	0	0	0	0
27 万	40,500	19,602	0	0	0	0	0
26 万	39,000	26,130	0	0	0	0	0
25 万	37,500	32,675	8,175	0	0	0	0
24 万	36,000	36,000	14,712	0	0	0	0
23 万	34,500	34,500	21,252	0	0	0	0
22 万	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21 万	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20 万	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19 万	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18 万	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17 万	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16 万	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0